

けやき

けやき

第85号 2015年6月1日 発行 弁護士法人 けやき法律事務所

〒963-8876 福島県郡山市蘿山1丁目2番13号 TEL.024-933-0823 FAX.024-934-2644 (<http://www.keyaki-law.gr.jp/>)

発行責任者／弁護士 齊藤 正俊

ーくらしに憲法を生かそうー



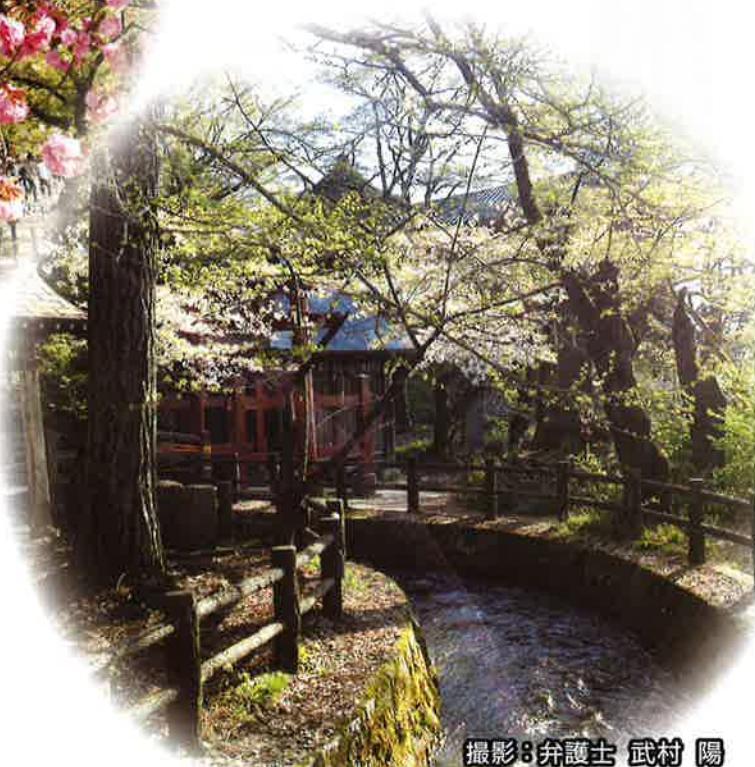
合に、
段がない場

日本が他国に攻撃され
ていないのに日本以外の
第三国が他国から攻撃さ
れた場合、日本が他国を攻
撃することができるとい
うのが集団的自衛権の意
味です。

歴代の日本政府は、憲法
上許されるのは個別的自
衛権だけであり、日本が他
国から武力攻撃された場
合に、この攻撃を排除す
るための適当な手

必要最小限の実力行使が
できるとする見解を堅持
し、集団的自衛権の行使は
憲法9条のもとでは許され
ないとしてきました。

安倍内閣は、解釈改憲と
いう手法で集団的自衛権
に対する歴代内閣の見解
を一足飛びに超えてしま
いました。目的のためなら
ば手段を選ばないという



撮影：弁護士 武村 陽

臭いがブンブンします。これ
では、憲法の原則（立憲主義）
も簡単に蹂躪されてしまう
ことになります。

国会では、集団的自衛権行
使を前提に安全保障法制を
見直すための法案審議に入
ろうとしています。しかし、
このような安全保障法制が
見直されてしまうと、なかなか
か後戻りができないなりま
す。今こそ、集団的自衛権の
行使を許さないというみな
さんの声を国会に届ける必
要があります。

けやき雑感

弁護士 最近、新聞などで「国家緊急権」というのを目にするようになつたのですが、どうしてこのようなことが議論されるようになったのでしょうか?

A子 歯止めがきかなくなつたら、どうなつてしまふのですか?

弁護士 歴史的には、国家緊急権によつて、政府が権力を濫用した例はたくさんあります。

日本でも、明治憲法で「戒厳宣告の大権」という形で国家緊急権が定めがありました。関東大震災の際には、勅令で憲法上の国家緊急権が発動されましたが、その中で、

るところですが、有事法制に賛成の立場からしても、必ずしも憲法の明文で国家緊急権を定める必要があるということになります。

むしろ、国家緊急権を正面から認めることには、大変な危険があります。政府が権力を濫用して国民の権利や自由を奪うことを防止するため、政府の暴走に歯止めをかけ、国民の権利や自由を守ることを目的とした法律です。日本国憲法も、国民個人の権利を守ることを目的とし、国会や裁判所が政府を監視する三権分立のシステムをとっています。ところが、國家緊急権は、「非常事態」という理由で、政府に全ての権力を集中させてしまうのですから、政府が暴走したら、歯止めが十分にきかなくなつてしまふおそれがあります。

憲法は、政府が権力を濫用して思想家らを連行し虐殺するといふことまでなされました。また、第二次世界大戦前のドイツでも、憲法(ワイメアール憲法)に国家緊急権の定めがありましたが、社会不安の中でこれが濫用され、ヒトラー率いるナチス政権の台頭のきっかけとなりました。ナチス政権は、自ら国家緊急権を利用し、独裁政治を確立して、ヨーロッパ全土を戦争に巻き込んでいきました。こうした歴史の経験から、憲法に国家緊急権の規定を定めることは、「憲法の自殺」と評価されることもあります。

A子 「災害や戦争から国民の命を守る」ために政府に権力を集中させることが必要なのだとう意見は、一見するともつとものようになりますが、かえって危険が伴うこともきちんと考えなければなりません。

A子 では、自民党や安倍首相は、どうして、緊急時に役に立つとも思えない国家緊急権を憲法に入れようとしているのでしょうか?

弁護士 東日本大震災の直後に新聞社が行ったアンケートでは、災害への対処や防災のために権利が制限さ

れています。政府が緊急事態宣言を発令するなどして政府に権限を集中させてしまふのですね。

A子 一言で言えば、どうしても憲法改正をしたいからという理由に尽きます。

東日本大震災の直後に新聞社が

行ったアンケートでは、災害への対処や防災のために権利が制限さ

A子 私も、周りの人たちと考えたいと思います。

弁護士 渡邊 純

民法(債権法)改正について

弁護士 武村 陽

主な内容です。

実際に民法が改正され、発効するのはまだ先になります(仮に2015年に成立し公布されば遅くとも2018年には施行される)が、読者の皆様の日常生活にも大きく影響してくることです。今後当ニュースではどのように民法が変わり、生活にどのように影響していくのかという観点から継続的に情報を提供していくと考えています。

今日の社会経済情勢に適合させるために現在民法改正に向けた準備が進められています。約5年の議論を経て、今年2月に法務省の法制審議会から「民法(債権関係)の改正に関する要綱案」が出され、その内容が具体化してきました。3月31日には「民法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出されました。

改正案の内容は多岐にわたりますが、①約款に関する規定が置かれる、②消滅時効の時効期間が変更される、③法定利率が変更される、④個人保証の保護方策が追加・強化される、⑤譲渡禁止特約の効力が変わらなどが

A子 最近、新聞などで「国家緊急権」というのを目にするようになりましたのですが、どうしてこのようなことが議論されるようになったのでしょうか?

弁護士 自民党の中で、憲法改正に改憲しようという議論が強まっています。毎年にも、国家緊急権を含む憲法改正を国会で発議しようと議論されているようです。

A子 「国家緊急権」って、そもそも何なのでしょう?

弁護士 東日本大震災や原発事故の時は、行政の対応が十分でなく、被災者の支援が遅れたり物資が不足したりしましたよね。そういうことを考えると、国家緊急権は必要なのではないですか?

A子 実は、日本では、憲法には規定はあるかもしれません。大規模災害の時には、災害対策基本法、災害救助法などの法律で、政府が必要

A子 ちょっと聞くともつとももらえて、やむを得ないという回答が多いです。憲法改正が得られやすくなると、抵抗の少ない条項から始まり、抵抗の少ない条項から多く準備されていなかつたため、大混乱となりました。お年寄りや持病を持った避難者の方が、避難中に十分なケアを受けられずに亡くなるという「避難関連死」もなくなりました。災害の事前想定と、これに基づく支援体制や準備がきちんとできていなかつたから、支援の手が十分に届かなかつたのです。



A子 の法律相談特別編
「国家緊急権」って何?
災害対策を口実とした憲法改正の動きについて

弁護士 大災害や戦争の時などに、政府が緊急事態を宣言し、国会を停止させるなどして政府に政治の権限を集中したり、国民の権利を制限したりできるというもので、「戒厳令」のようなものですね。現在の日本憲法には、國家緊急権についての規定はありませんが、自民党的憲法改正草案では、「緊急事態の宣言」、「緊急事態の効果」として明文化されています。現在の日本憲法には、國家緊急権についての規定はありませんが、自民党的憲法改正草案では、「緊急事態の宣言」、「緊急事態の効果」として明文化されています。

政府が緊急事態を宣言し、国会を停止させるなどして政府に政治の権限を集中したり、国民の権利を制限することも認められています。

東日本大震災や原発事故の時に、政府の対応が不十分だったのは、法制度が整っていないからです。東日本大震災における政府の対応の反省も踏まえて、緊急事態に対処するための仕組みを、憲法上明確に規定するとして説明しています。

東日本大震災や原発事故の時に、政府の対応が不十分だったのは、法制度が整っていないからです。東日本大震災における政府の対応の反省も踏まえて、緊急事態に対処するための仕組みを、憲法上明確に規定するとして説明しています。

東日本大震災や原発事故の時に、政府の対応が不十分だったのは、法制度が整っていないからです。東日本大震災における政府の対応の反省も踏まえて、緊急事態に対処するための仕組みを、憲法上明確に規定するとして説明しています。

東日本大震災や原発事故の時に、政府の対応が不十分だったのは、法制度が整っていないからです。東日本大震災における政府の対応の反省も踏まえて、緊急事態に対処するための仕組みを、憲法上明確に規定するとして説明しています。

ネット関連トラブル
インターネット上の掲示板に、匿名投稿で自分の悪口が書かれてる…止めてもらうことは出来ない?

労働問題
これってパワハラ、セクハラ?どう対処すればいいの?

憲法、社会問題
他人事じゃない?
私たちの生活に影響してくる憲法問題

売買契約
〇〇法が改正されるって聞いたけど…私たちの生活は何か変わるの?

弁護士が講師としてお伺いします

遺言相続問題
自転車の場合

交通事故
事故が起きました!どう対応すればいいの?

高額商品を買ってしまった!
後悔しているけど取り消せる?

職場などの大人数の講座から、仲間や地域の集まりなど小人数の講座まで、上記以外のテーマでもご要望にお応えしながら対応致しますので、当事務所までお気軽にお電話下さい。なお、出張講座は無料で行わせていただきます。

歩行者の場合
自動車の場合

入所挨拶

この度、弁護士法人けやき法律事務所に入所しました、菅野菜花です。

入所してから行うこと全てが新しく、覚えることが沢山あるので、日々勉強の毎日です。一日でも早く仕事を覚えて、一人

前の事務員、そして一人前の社会人になれるよう努力していきたいと思います。

一生懸命頑張りますので、よろしくお願いします。

菅野 菜花

弁護士法人 けやき法律事務所

弁護士 安藤 裕規 弁護士 安藤 ヨイ子 所長 弁護士 齊藤 正俊
弁護士 渡邊 純 弁護士 武村 陽 弁護士 西沢 桂子

TEL.024-933-0823(代表)

■事務所ホームページ 隨時更新中
URL <http://www.keyaki-law.gr.jp/>

けやき法律事務所 検索

お車でのお越しは
国道4号線から文化通りに入って、3つ目の信号(文化センター西側)を右折

※今後、ニュースの発送を希望されない方は、その旨ご連絡ください。